

記載例

候補者用

別記第2号様式その1

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉市〇〇〇区選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名 **〇山 △郎** (印)

住所 **千葉市〇〇〇区〇〇1-1**

(電話番号) **043-245-XXX**

申出者(候補者)の住所

申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

閲覧希望日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
-------	-------------

1 活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）	
2 閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的に記載すること。） 〇山△郎後援会が発行する機関誌紙の案内・送付のため。	
3 閲覧者の氏名及び住所	氏名 〇川×男 住所 千葉市××区凸凹町1-1	（写真が掲付された公的身分証明書） 有 ・ 無
4 閲覧事項の管理の方法	（管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。） 管理責任者〇川×男が、閲覧事項を管理・保管し、機関誌紙の案内・送付後、閲覧事項をシュレッダー等で破碎廃棄します。	
5 閲覧対象者の範囲	〇〇投票区及び△△投票区の選挙人 〇〇〇人	
6 閲覧者に関する事項	（閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役員・構成員である旨記載すること。） 〇川×男は、〇山△郎が指定する者である。	
申出者が公職の候補者等であるとき		
7 立候補しようとする選挙の種類	（現職の場合は、その職名も併せて記載すること。） 千葉市議会議員選挙 千葉市議会議員	
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、公職選挙法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
申出者が政党その他の政治団体であるとき		
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲		
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、公職選挙法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
備考	（添付書類について記載すること。公職選挙法施行規則第3条の2第2項ただし書により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職のある者（少なくとも1人）の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。） (注：現職の場合は省略可) 立札看板の証票交付申請書(写)・政治活動用ポスター・公認書(写)など。	

いずれかを〇で囲んでください。

申出者及び閲覧者以外に閲覧事項を取扱う場合は、別途取扱者を申出することができます。

公職の候補者となろうとする者であることを示す資料の添付が必要です。

備考

- この様式は、公職選挙法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その2」及び「その3」の様式に準ずるものとする。

記載例

候補者用

別記第2号様式その2

候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県〇〇〇区選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名 〇山 △郎 (印)

住所 千葉県〇〇〇区〇〇〇1-1

申出者(候補者)の
住所

(電話番号) 043-245-XXXX

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、公職選挙法第28条の2第4項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏名	住所
凸田 凸一郎	千葉県〇〇〇区×〇1丁目@@@
☆山 ☆子	千葉県##区\$\$\$2丁目@@@

記載例

政党その他の 政治団体用

別記第2号様式その3

承認法人に関する申出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉市 区選挙管理委員会委員長 様

申出者
政党その他の
政治団体の名称 **〇山 太郎 後援会**
代表者の氏名 **△田 ×夫** (印)

主たる事務所の所在地
千葉市〇〇〇区〇〇1-1
(電話番号) **043-245-XXXX**

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、公職選挙法第28条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	株式会社 ☆☆☆
2 法人の代表者の氏名	☆山 一郎
3 法人の主たる事務所の所在地	千葉市◇◇◇区×××1-2-3
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。) 〇山太郎後援会が発行する機関誌紙の案内・送付のため閲覧事項が必要である。
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	株式会社 ☆☆☆ 〇〇部
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や複製の時期、方法等について具体的に記載すること。) 管理責任者△森口之が、閲覧事項を管理・保管し、機関誌紙の案内・送付後、閲覧事項をシュレッダー等で破碎廃棄します。
7 閲覧者に関する事項	(公職選挙法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役員員又は幹事員であって当該法人が指定する者であることを記載すること。) 株式会社☆☆☆〇〇部は、株式会社☆☆☆が指定する者である。